

## 議事録

日時：2022年5月30日（月）11:00～12:00			
件名：「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」 外国人相談・救済パイロット事業 第1回諮問委員会			
	所属	役職	氏名（敬称略）
参 加 者	【委員】 日本労働組合総連合会東京都連合会	地域局次長兼連合西北ブ ロック地協事務局次長	大辻 成季
	帝人フロンティア株式会社 ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク 東京弁護士会 ADR 委員会	環境安全・品質保証部長 弁護士 前委員長	岡本 真人 蔵元 左近 神村 大輔
	味の素株式会社 グローバルコーポレート本部 サスティナビリティ推進部 社会グループ		中尾 洋三
	日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究 所 新領域研究センター	主任調査研究員	山田 美和
	【オブザーバー】 全日本金属産業労働組合協議会	事務局次長	平川 秀行
	【事業委託先】 特定非営利活動法人 国際活動市民中心(CINGA)	理事	新居 みどり
	【事務局】 （一社）JP-MIRAI サービス / 東京弁護士会 前会長 / トヨタ自動車株式会社  （トヨタ自動車株式会社）  （セブンアンドアイホールディングス）	代表理事 事務局長 職員 理事  理事	矢吹 公敏 青山 伸 高田 順子 奥山 洋介 藤富 健一 鉤流 まゆみ 安井 誠 吉田 圭
	JP-MIRAI/ JICA 外国人材受入支援室	上級審議役 室長	穴戸 健一 奥村 真紀子 江場 日菜子 八下田 侑恵 (記録)

場所：オンライン

【概要】議事に沿い、諮問委員・参加者の紹介、相談・救済事業・JP-MIRAI ポータル、相談対応の具体的な方法・体制、ADR センターに関する説明を行い、その後意見交換を行った。意見交換での主なやり取りは以下のとおり。

- ・ 具体的な形が整ってきたことを多とする。伴走支援と ADR の利用は、外国人にとって現実的にどれだけ利用してもらえる／利用価値があるものか検討が必要。現状の ADR 申し立て手数料は、外国人労働者にとってハードルが高いのでは感じている。また、そもそも外国人労働者に関連する問題を解決する手段が ADR なのかという点も、今回は実証実験であるため試行すればよいが、考えるポイント。伴走支援の段階で ADR で解決できるケースの振り分けが必要だろう。ビジネスと人権指導原則においても継続学習がうたわれており、この事業を通して検討したことが参加企業や支援者間の学びになる。また、同原則にうたわれる「エンゲージメント」「対話」にもとづいたもの。これらが JP-MIRAI らしさと考ええる。
- ・ よく練られていると思う。ただし、伴走支援までのプロセスと ADR までのプロセスとそれらの接続が重要であり、伴走支援で悩みをどこまで解決できるかがポイントになる。
- ・ JP-MIRAI ポータルについて画期的だ。あったらよいと常々思っていた。どう周知していくかに関し、連合東京の HP にバナーやリンクを張ることは可能か。また他機関による周知は可能か。アプリには、チャットだけでなく、音声や画像、動画を送れるような機能があると良いと思う。
- ・ 企業ロットのチラシからスマホでアクセスしたが不具合がある。この仕組みは、労働者に寄り添っているのはよくわかるが、企業側からすると ADR に進む前に解決したいと思うのが基本。人権 DD の一環での位置づけで考えると、問題が起こっているのはサプライチェーンの中でも中小零細企業になる。ADR の当事者として引きずり出すかという問題も出てくる。一方で、どのように予防的に取り組んでいくのかという点が重要となる。企業側の伴走という要素が抜けているのではないか。川上の企業がサプライチェーンの透明性みたいな問題を早期に把握し、それに対するアプローチをしていかなければいけないという視点から、企業側への伴走という仕組みをもう少し作り込む必要がある。
- ・ 相談は実名か匿名か。個人情報の保護はどうなっているのか。相談員の言語対応、通訳の質はどうか。企業で解決できる問題は、企業にできるだけ早く情報共有し解決した方がよい。どのタイミングで共有されるのか。
- ・ 下記 3 点につき、新居氏からまとめて回答いただきたい。
  - 外国人相談の経験上、ADR への接続はどのくらい現実的か。
  - 伴走支援でどのくらい問題が解決できるか。
  - 企業への情報共有のタイミング
- ・ 1 点目の ADR との接続については、本事業の大きなチャレンジであり、費用もかかることから、ADR に至る前に解決できた方がよいかもしれない。労働あっせんの相談は今までもあるが、通訳・翻訳を自分で用意しなければならない等、言葉の壁によって簡単な所で躓いている場合がある。ここに中立性を持ったプロの通訳・翻訳が入ることによって、良い話し合いの場を提供できる。
- ・ 2 点目の伴走支援と企業の関係についても大きなチャレンジであり、ADR も見据えながら、伴走支援を行うことが大事だと思っている。企業への伴走支援は重要なので、研修等の機会を活用し対話の機会を作りたい。
- ・ 3 点目の匿名性、個人情報の取扱いについて、一般的に相談窓口は匿名で相談をするが、伴走支援など丁寧な個人情報を求められると同時に、相談の中での聴き取りも重要になってくる。相談センターは三層で対応する。一層目に経験豊富な相談員、二層目に電話通訳会社（相談員

は8人常勤ではない為、担当がない日には、全国のワンストップセンターの経験値の高い電話通訳会社に通訳を依頼する)、三層目に専門相談員。企業の方からの相談も専門相談で対応可能。相談センターの見学も歓迎する。是非現場を見てほしい。

- ・ ADR への繋ぎについては、伴走支援まで相談者側に寄り添っていた形が、ADR になると中立になるので相談者の味方がいなくなってしまう。この点はしっかりした説明が必要と考えている。ADR で当事者同士が自ら変わっていい方向に向かうことが一番良い解決だと思っている。費用面は、手数料だけで、儲けようとは思っていない最低限のコストを積算。外国人の人権に知見のある弁護士と労働問題に知見のある弁護士をあっせん人として確保し、オンラインの活用も検討している。個人情報取り扱いについても検討していく。
- ・ アプリは民間等との連携でより活用しやすくしていく。リンクも相互リンクを張らせていただきたい。ADR の費用負担は（企業ロットについては）パイロット事業期間は労働者負担分は事業経費から負担する。企業負担分は企業に負担いただく予定としている。
- ・ ADR について継続雇用の確保が大事。あっせんは3回から多くて5回程度の期日で解決するのが一般的であり、それ以上話し合いが続くと雇用が守られなくなる。ハーグ条約のADRでは家族関係の維持を目指すように、本件ADRでは相談者の雇用を守って、適正な労働条件で雇用されていくことを目指したい。この取り組みは重要であり、アジアの状況調査などもすすめていくべきではないかと思っている。
- ・ 次回の諮問委員会は8月下旬—9月上旬を予定している。

以 上